

第7回岡崎市立地適正化計画懇談会 会議録

- 1 会議の日時 平成30年9月27日(木) 午前10時
- 2 会議の場所 岡崎市役所分館 3階大会議室
- 3 会議に出席した委員(12名)

松本 幸正	委員	(名城大学工学部 教授)
小川 英明	委員	(愛知産業大学 名誉教授)
大高 利之	委員	(愛知県宅地建物取引業協会西三河支部 支部長)
山本 勝	委員	(岡崎市社会福祉協議会 事務局長)
吉岡 実	委員	(名鉄バス株式会社運行部 運行課長)
宮本 一彦	委員	(岡崎市六ツ美商工会会長)
山中 賢一	委員	(岡崎商工会議所 専務理事)
片桐 政勝	委員	(都市計画審議会 市民公募委員)
片山 貴視	委員	(愛知県都市計画課 課長)
		※伊藤 俊司氏 課長補佐 代理出席
大野 伸二	委員	(西三河建設事務所 企画調整監)
地下 調	委員	(国土交通省 中部地方整備局 都市調整官)
山田 直也	委員	(国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所長)
		※水谷 伊孝氏 計画課 企画係長
- 4 説明等のため出席した事務局職員及び関係部局職員
 - (1) 事務局職員

都市整備部長	靱井 泰晴
都市整備部次長	杉山 弘朗
都市整備部 参事	柚谷 正樹
都市整備部都市計画課長	新井 正徳
都市整備部都市計画課副課長	吉居 誉治
都市整備部都市計画課企画調査係長	鈴木 智晴
都市整備部都市計画課企画調査係	今野 正幸
- 5 開会・挨拶
- 6 会議内容
 - (1) 改定原案について
 - (2) 7月の懇談会にていただいたご意見について
 - (3) 現計画の軽微な変更について
 - (4) 今後の予定について

事務局より説明後、次の主旨の質疑等がなされた。

(1) 改定原案について

(2) 7月の懇談会にていただいたご意見について

・交通バリアフリーという表現があるが、どのような意味なのか。

(⇒事務局：市の公共交通の部門でエレベーター設置に取り組んでいることなどを意味している旨説明。)

・P30にマップあいちの災害に関する図面が掲載されているが、液状化は表現されていない。市の液状化マップをみると、居住誘導区域の中でも危険な箇所があるので、液状化のことも表現したほうがよいと思う。

(⇒事務局：掲載しているマップあいちの図に液状化の情報を追加すると見にくくなってしまうので、追加について検討する旨説明。)

・液状化の情報を入れていない意図はあるのか。

(⇒事務局：居住誘導区域を検討した際の立地利便度評価の中では液状化の危険性についても評価しているので表現については検討する旨説明。)

・交通バリアフリーの意味は誰でも使えるということも含んでいるということによいか。

(⇒事務局：含んでいる旨説明。)

・メッシュ別の人口から、都市計画区域、市街化区域、居住誘導重点区域、居住誘導区域、区域から外れた区域の人口、人口構成を把握する必要がある。また、それを踏まえて施策を検討すべきだと思う。

居住誘導区域から外れた区域について、立地適正化計画の対象外であってもそこに住み続けることを抑制するものではないことや災害危険性の情報、転居はまちなかに住んでほしいこと等について記述する必要があると思う。

メッシュ別人口を基にすると自然増がどれくらいになるかが算出できるので、このような若い世代がまちなかに移転した場合どうなるか検討しておく必要がある。また、そのことと目標値との整合も検討しておくべきだと思う。

これから人口が増えることが予想されていることに対してどのように対応していくのかについても触れておく必要がある。

(⇒事務局：どこまでできるかはわからないため、事務局で研究する。また、データに基づいた目標の設定については精査する。将来的に増える人口については、コンパクトなまちづくりに資する新たな住宅地の検討について記述している旨説明。)

・区域外への配慮については、計画書の最初に「はじめに」を設けて記述してはどうか。

・農業や林業従事者の生活はどうするのかということも考える必要がある。現在行ってい

る取り組みや関連計画の事業で書き込めることがあれば記述したほうがよい。

- ・ QURUWA 戦略で具体のものを書き込んだほうがよい。
- ・ どこに住むかは個人の選択による。個人の選択肢をいくつか用意してあげて選んでもらう必要があり、押し付けがましいように感じる。

(⇒事務局：計画書の最初の「はじめに」部分での記載について検討する旨説明。)

・ P43 の誘導区域の図面の表現では、居住誘導重点区域が法制度上は居住誘導区域に該当しないこととなるため、表現は工夫する必要がある。

(⇒事務局：誘導区域の図面を表現は検討する旨説明。)

・ 誘導施設として医療施設を設定しており、診療所が含まれている。診療所が区域外に多く分布している現状がある中で、届出制度を運用することになるか大丈夫なのか。運用するのであれば、勧告を出す基準を検討しておく必要があると思う。

(⇒事務局：検討する旨説明。)

以上。